

農林水第 15-183 号
平成 29 年 9 月 20 日

食品関連事業者 各位

三重県農林水産部長
(公印省略)

食品関連事業者コンプライアンス研修会の開催について

初秋の候、貴社におかれましては、ますます御清栄のこととおよろこび申し上げます。
また、平素は、三重県行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県では食の安全・安心確保の推進のため、10 月を「三重県食の安全・安心確保推進月間」と定めており、コンプライアンス（法令等遵守）意識の向上、各法令に関する習熟を目的とした研修会を下記のとおり開催しますので、御多忙のところとは存じますが、是非御参加ください。

つきましては、研修会の準備の都合上、貴社から出席いただける方を別紙により、10 月 16 日（月）までにご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 日時・場所 平成 29 年 10 月 23 日（月） 13:30~16:00（受付 13:00~）
三重県庁講堂（三重県津市広明町 13 番地）
- 2 内容 講演 「新たな加工食品の原料原産地表示制度」
～食品表示基準の一部改正について～
(90 分程度、質疑 30 分程度)
講師：消費者庁食品表示企画課 渡邊 悦夫
(詳細は、開催要領のとおり)

三重県農林水産部
農産物安全・流通課 食の安全・安心班
担当：宮原 慎一郎 E-mail shokua@pref.mie.jp
TEL：059-224-3154 FAX：059-223-1120
ホームページ <http://www.pref.mie.lg.jp/shokua/hp/>

～平成29年度三重県食の安全・安心確保推進月間～

食品関連事業者コンプライアンス研修会

三重県は、県民が豊かな食生活を通じて健康に暮らしていくため、「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」を定め、食の安全・安心確保に取り組んでいます。

食品関連事業者は、本条例の中で「自らが食品等の安全性及びその安全性に対する信頼の確保について第一義的責任を有することの認識の下に、関係法令を遵守して事業活動を行う責務を有する」とされています。

このたび、食品関連事業者を対象に、コンプライアンス（法令等遵守）意識の向上を目的とした研修会を開催いたします。食品関連事業者の皆様には、当研修会に御参加いただき、コンプライアンスや関係法令に関する最新の情報をご確認いただくとともに、経営の改善、消費者からの信頼強化に、ぜひご活用ください。

日時、場所

日時：平成29年10月23日（月）
13：30～16：00（受付13：00～）

場所：三重県庁講堂（津市広明町13）

研修内容

◆ 新たな加工食品の原料原産地表示制度

～食品表示基準の一部改正について～

講師：消費者庁食品表示企画課 渡邊 悦夫
（講演：90分、質疑応答：30分）

対象者

食品関連事業者（食品製造業者、食品流通業者、飲食業者、ホテル・旅館業者等）、六次産業化取組事業者等

申込み期限

平成29年10月16日（月）
※申込み方法は裏面に記載

参加費

無料

事務担当：三重県農林水産部農産物安全・流通課食の安全・安心班

TEL：059-224-3154 FAX：059-223-1120 E-mail：shokua@pref.mie.jp

※**注意事項** 会場での撮影及び録音はご遠慮ください。
申込みが定員を超えた場合、参加者を調整させていただくこともありますのでご了承ください。



FAX 059-223-1120
E-mail shokua@pref.mie.jp

FAX 参加申込み

三重県農林水産部 農産物安全・流通課 食の安全・安心班 行き

申込み方法

FAX(059-223-1120)又はメール(shokua@pref.mie.jp)にて「会社又は団体等名、参加者氏名、連絡先、業種、参加会場」をご記入の上、10月16日(月)までにお申込みください。

会社又は団体等名			
参加者氏名			
参加者氏名 (複数でご参加の場合)			
連絡先(電話番号)			
業種	1 食品製造業者 4 ホテル・旅館業者 6 行政関係者	2 食品流通業者 5 六次産業化取組事業者 7 その他()	3 飲食業者

質問

事前に講演に関する質問を受け付けます。ご質問のある方は、以下に記載をお願いします。
(なお、回答できない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。)

※**注意事項** 会場での撮影及び録音はご遠慮ください。
申込みが定員を超えた場合、参加者を調整させていただくこともありますのでご了承ください。